

別海町中小企業振興基本条例の用語解説

（解説１）経済のグローバル化

資金や人、資源、技術、情報の国境を越えた移動が活発化し、貿易や投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まることです。

（解説２）パートナーシップ

立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら連携し協力し合うことです。

（解説３）中小企業者の定義

中小企業基本法第２条第１項に定める中小企業者の定義は次のとおりであり、資本金、従業員数のいずれかに該当すれば中小企業者に該当します。

※酪農業や漁業の経営者の方も次の定義に当てはまれば中小企業者です。

業 種	資本金	従業員数
製造業、その他の業種*１	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下
サービス業*２	５千万円以下	１００人以下

*１ その他の業種は、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業、不動産業を含む。

*２ サービス業は、クリーニング業、物品賃貸業等、日本標準産業分類大分類Ｌサービス業に分類される業種が該当。

（解説４）経営基盤の強化

資金や設備、技術やノウハウ、人材等の経営資源を補強したり、公正な市場を確保すること等により、事業活動を行う際の障害を取り除き環境を整備することをいいます。

（解説５）経営の革新

中小企業者が、新商品の開発や生産、新たなサービスの考案や提供、商品の生産や販売の新たな仕組みの導入等により、経営内容を大きく向上させることをいいます。

（解説６）町からの受注機会の増大

町の工事の発注、物品及び役務の調達にあたって「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第７条」の規定を受けて受注機会の確保に努めます。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の施策）

第７条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

（解説7）児童・生徒の勤労観等の醸成

会社などでの体験就業や実習訓練を行うインターンシップ等により、児童・生徒が実践的な体験を通して主体的に進路意識や勤労観を育成するとともに、地域経済への理解を深め郷土愛を育むことです。また、地元企業の良さを知ってもらうことにより、優秀な人材確保にもつながるものです。これまでも本町において、インターンシップは実践されています。

（解説8）経済的社会的環境の変化

中小企業の努力では解消が難しい現象の発生（急激な円相場の変動、原油等原材料の価格変動、大規模災害等）により、経営に著しい支障が生じるような環境の変化をいいます。

（解説9）地域社会を構成する一員としての社会的責任

企業も経済だけでなく社会や環境等にも責任を持つべきであるという趣旨から、「法令遵守」はもとより、「顧客や取引先、地域社会等に対する説明責任」、「環境への配慮」、「従業員の労働安全衛生や人権の確保」、「地域活動やボランティア活動への参加」、「顧客の創出」、「顧客に対する質のよい製品・サービスの提供」等をいいます。企業が社会的責任を果たすことで、市民や社会からの信頼を得られ、結果として当該企業の成長発展へもつながっていくものと考えられます。

（解説10）中小企業に関する団体

商工会、中小企業家同友会のように中小企業者等で構成される団体の他、政府系金融機関、中小企業支援センター等幅広い団体を想定しております。

（解説11）中小企業振興策への大企業の協力

大企業は、多くの労働者を雇用しており、地域社会や中小企業に対して大きな影響力を有していることから、地域づくりや中小企業振興に一定の役割を求めるものです。

（解説12）中小企業の健全な発展と育成への町民の協力

特定の業務等を義務付けるものではありませんが、地域づくりへの参加・協力や、できるだけ地域の中小企業の商品やサービスを購入する等、町民が中小企業の振興、発展に協力することをいいます。

（解説13）審議会の設置

町が行う中小企業の振興策について、有識者に意見を求めるものです。